



### 自転車用ヘルメット購入費 一部を補助

ヘルメット着用を促進し、自転車事故による被害を減らすため、ヘルメット購入費を補助します。

**対象** 次の①～③の全てに当てはまる方

- ① 市内在住の18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）および65歳以上（昭和34年4月1日以前生まれ）の方
- ② 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）に安全基準に適合する認証マーク付きの新品ヘルメットを購入した方
- ③ 市税等の滞納がない方

**補助金額** ヘルメット1個につき2000円（購入金額が2000円未満の場合は購入金額 ※1人1個1回限り）

**申請方法** 令和6年3月29日（金）までに「申請書兼請求書」と必要書類を、直接または郵送（郵送の場合は令和6年3月31日（日）まで（当日消印有効）で防災安全課へ

※18歳以下の場合は、原則、保護者が申請してください。  
〈必要書類〉

- 購入日、購入店名、金額の記載がある領収書などの原本
- 安全基準の認証マークがわかるもの（保証書、取扱説明書などの安全基準の認証がわかる部分）の写し
- 申請者の公的身分証明書（運転免許証など）の写し
- 振込先の口座が確認できるもの（通帳など）の写し
- ※ 申請書兼請求書は、市公式サイトからダウンロードすることができず、
- ※ 領収書などを紛失した方は問い合わせてください。

**申込み・問合せ** 〒205-18601（所在地記載不要）  
羽村市防災安全課防犯・交通安全係<sup>内</sup>216



### 羽村市での創業を応援します！ 創業支援補助金

あなたのアイデアや夢を実現し、新たなビジネスチャンスを形にしませんか。

**対象** 市内で新たに創業する方、創業後5年未満の方、第二創業を行う方

※新たに創業する方：令和6年2月末日までに創業する方  
※第一創業：事業承継後10年未満の方、令和6年2月末日までに事業承継を行う予定で、「日本標準産業分類」の中分類を越えた業態転換や新事業・新分野進出を行う方  
※フランチャイズ契約による創業は対象なりません。  
※市外在住者も対象となります。

**対象経費**

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費
  - (2) 事業所等借入金費
  - (3) 設備費（第二創業の場合は、廃業に係る経費を含む）
  - (4) マーケティング調査費
  - (5) 広報費
- ※実績報告時まで、認定特定創業支援事業を受ける必要があります。
- 審査方法** 次の観点から書類審査・面接
- ① 事業の実現性
  - ② 事業の獨創性
  - ③ 事業の収益性
  - ④ 事業の継続性
  - ⑤ 羽村市らしさがあるか
- 採択件数** 2件程度（予定）  
**助成率・上限額** 対象経費（税抜）の3分の2、上限50万円


**第3回創業支援セミナー**  
創業者向け！事業計画策定セミナー  
～未来を描いて成功をつかもう！～

創業を考えている方、すでに始めているけれどイマイチ自信がない方。一緒に事業計画の意義と作り方を学びましょう。

**日時** 8月5日（土）午前10時～正午  
**会場** 産業福祉センター2階会議室またはオンライン（Zoom）※ハイブリッド方式

**対象** 創業者・創業希望者  
**定員** 会場：20人（申込順）  
**講師** 白井 康嗣さん（中小企業診断士）

**申込み・問合せ** 8月3日（木）までに、申込みフォームまたは電話で、産業振興課商工観光係<sup>内</sup>656へ




▲創業支援補助金

**申請** 7月18日（火）～8月31日（木）に、直接、市役所西分室2階産業振興課へ  
※必要書類は、市公式サイトからダウンロードすることができず。  
**交付決定時期** 9月下旬（予定）

★創業支援コーデイネーターに相談できます★  
創業支援コーデイネーターが申請のための事業計画書の作成をお手伝いします。  
※左記の「第3回創業支援セミナー」が参考になります。ぜひ参加してください。  
**問合せ** 産業振興課商工観光係<sup>内</sup>656



### ひとり親家庭（母・父）の自立を応援します！

問合せ 子育て相談課子ども家庭支援センター係<sup>内</sup>239

#### 自立支援教育訓練給付金事業

就職に必要な資格や技能を取得するための講座を受講する場合、修了後に受講費用の一部を支給します。

**対象** 市内在住で、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親で、次の(1)～(3)の全てに当てはまる方

- (1) 児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にある方
- (2) 就職に結びつけるために当該講座の受講が必要であると認められる方
- (3) 過去にこの給付金を受給していない方

**対象講座** 医療事務・介護職員初任者研修・調理師など、雇用保険法等による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

**対象期間** 上限4年間

**支給額** 受給資格の区分に応じた次の金額

① 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができる方…受講費用の60%（上限設定あり）  
② 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができない方…受講費用の60%（上限設定あり）

雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額

#### 高等職業訓練促進給付金等事業

養成機関で次の資格を取得する場合に、生活費の負担軽減のために給付金を支給します。

**対象** 市内在住で、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親で、次の(1)～(4)の全てに当てはまる方

- (1) 児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にある方
- (2) 養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業することで、資格取得が見込める方
- (3) 仕事または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
- (4) 過去に、同じ職業訓練促進給付金（旧・高等技能訓練促進費）を受給していない方

**対象資格** 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・理容師・美容師・デジタル分野の民間資格など

※介護福祉士・保育士の資格取得を考えている方は、公共職業安定所（ハローワーク）の求職者支援制度の活用を検討してください。

**支給期間** 修業する期間（上限4年間）

**支給内容**

- ① 高等職業訓練促進給付金（月額）
- 市・都民税非課税世帯…10万円（修了までの最後の12か月…14万円）
- 市・都民税課税世帯…7万5000円（修了までの

#### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業

ひとり親家庭の親および子どもの学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を支給します。

**対象** 最終学歴が中学校卒業のひとり親家庭の親および児童で、次の(1)(2)のいずれかに当てはまる方

- (1) 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
- (2) ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童で、親が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方

**支給額** 最大で受講費用の90%（上限15万円）

#### 共通事項・申込方法

どの事業も事前相談が必要です。受講・入学の1か月前までに、電話で、子ども家庭支援センター係に予約してください。事前相談には、受講する講座の資料を持参してください。